



壁を打ち破るハンマー
Hammer to break through a wall

病を癒やす治療薬
Medicines to cure illness



学校における
働き方改革

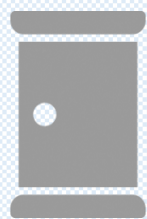


効率化につながる 好事例・アイデアの募集

北海道教育委員会では、学校における働き方改革を促進するため、学校や教育委員会による優れた実践事例と教職員個々の取組、業務改善のアイデア等を募集しています。

業務の効率化や教育効果の向上につながった実践例、時短に効果的なライフハック、業務改善の良いアイデア等、働き方改革に有効な情報を、是非我々に提供してください。

お寄せいただいた情報は、今後の施策に広く活用させていただきます。



閉ざされた扉を開く鍵
Key to open a closed door

思いついたら、いつでも共有
.....

改革を進める

好事例と

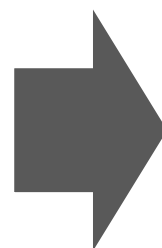
Good practices

アイデアと

Good ideas

ライフハック

Life hacks



受付フォーム



<https://www.harp.lg.jp/2eZYGblj>



2019.1.25 中教審答申

- 

学校のあり方を見つめ直す



効果的な
教育活動

学校が向かうべきところと同じベクトル

すなわち、「はじめに」で触れたとおり，‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は，教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが，その中で教師が疲弊していくのであれば，それは‘子供のため’にはならない。

考え方

教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある。

2

文部科学大臣メッセージ

(平成31年1月29日)

◆ 大臣冒頭あいさつ

◆「家庭・地域の宝である子供たちの健やかな成長に向けて」～学校における働き方改革の実現～

(平成31年3月18日)

■《関係府省・関係団体の皆様へ》
学校における働き方改革の推進について～学校現場の負担軽減に御理解・御協力をお願いします～

■《保護者・地域の皆さまへ》
～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

■《教育委員会・学校の教職員の皆様へ》
～学校における働き方改革の実現に向けて～

北海道教育庁教職員局教職員課

《保護者・地域の皆さまへ》

～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革は特に待ったなしの状況です。皆さまのお住まいの地域の学校は、毎日どのような御様子でしょうか。

朝は子供たちが登校する前の7時すぎから子供たちを迎えるための準備を始め、夜は職員室の明かりが20 時前までついていて、土日もグラウンドや体育館で部活動をやっている。これは全国の小・中学校の平均的な姿です。一人一人の子供たちと丁寧に向き合いたいという思いから、毎日時間に追われて働いているため、先生は他の職業と比べてストレスが高いというデータもあります。「そのくらいなら、自分の方が働いている！」忙しいのは先生だけみたいなこと言わないで！。皆さまから、そんな声が聞こえてくるかもしれません。ですが、**働き方改革が必要なのは先生を楽にするためではありません。学校が、子供たちの未来に直結する場所だからです。**

御存じのとおり、これから大きく社会が変わろうとしています。今でもパソコンやスマホ、外国人との仕事や交流など、私たちが子供だったときは、取り巻く環境が違ってきています。学校は、子供たち一人一人がそんな未来をたくましく生き抜く力を身に付ける場所ではなくてはなりません。きちんと文章が理解できる力、答えのない問題に対し、自分で考え、仲間と協力して取り組む力、知らない人に自分の意見を正確に伝える力、そして英語やプログラミングなど、しっかり子供たちに身に付けさせなくてはなりません。

学校の働き方改革は、**これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って未来につながる力を育む教育を行うために必要なもの**なのです。先生には、**授業やその準備をはじめと先生にしかできない教育活動に全力投球**していただきましょう。

お住まいの地域の学校でも、これから『朝の登校時間を改める』『夜は学校も留守番電話を設置する』『部活動の時間を見直す』『子供の補導時は基本的に保護者に対応いただく』といった取組が始まります。こうした中、地域全体で子供たちによりよい教育環境を実現するため、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、それぞれ何ができるか考え、連携・分担することが重要です。例えば、保護者や地域の方々などがサポート・スタッフや部活動指導員、ボランティアとして学校に参加する、土日の地域行事や登下校時の見守り、夜間の見回り等は地域が主体的に担うといった取組をこれまで以上に進めていただくことも考えられます。特に、PTA に期待される役割は大きく、学校や地域との役割分担を話し合い、共通理解を得ながら、活動を充実することが大切です。

未来を担うのは子供たちです。子供たちのために我々みんなで取り組んでまいりましょう。子供たちの教育をますます良くする、そのための学校の働き方改革にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

平成31年(2019年)3月18日 文部科学大臣 柴山昌彦

異例のメッセージ ↓ 現場は変化を伝えられているか

3

学校における働き方改革に係る 北海道の取組

平成30年(2018年)3月
北海道アクション・プラン策定

平成31年(2019年)1月

・北海道の部活動の在り方に関する方針の策定

令和2年(2020年)3月

・教育職員の業務量の適切な管理等の措置に関する条例改正
・教育委員会規則の制定
(月45時間、年360時間以内を規定)
・北海道の学校における働き方改革手引「Road」

令和2年(2020年)4月

・全道立学校に出退勤管理システムを導入
・働き方改革推進事業開始

令和3年(2021年)4月

・一年単位の変形労働時間制の導入
・教員業務支援ソリューションの実証研究事業開始

・学校閉庁日、部活動休養日等の実施推進
・校務支援システムの導入促進
・留守番電話の設置促進
・スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学習指導員等の専門スタッフの配置 など

学校の働き方改革は新しいステージへ

■重点的に実施する6つの取組

在校等時間の客観的な計測・記録と公表

メンタルヘルス対策の推進等

働き方改革手引「Road」の積極的な活用

ICTを積極的に活用した業務等の推進

部活動休養日等の完全実施

地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

■新たに実施する3つの取組

教頭への支援

スクールロイヤーの配置

部活動の地域移行に係る実践研究

【 北海道の方針 】

令和3年(2021年)3月
北海道アクション・プラン(第2期)

再策定

4

北海道教育庁教職員局教職員課



学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第2期)【概要版】

Ⅰ はじめに

学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

① 道教委はこれまで、出退勤管理システムの導入、働き方改革手引「Road」の作成、働き方改革推進校における実践に加え、調査業務の廃止・簡素化、研修の精選、スクール・サポート・スタッフの配置等に取り組んできた。

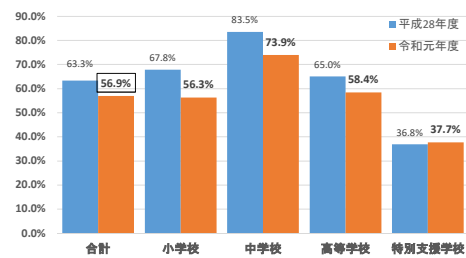
こうした取組の成果として、勤務実態調査の結果から、一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態がある。

② 本道の「学校における働き方改革」は道半ばの状況にあるが、働き方改革推進校における実践結果から、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられる。

【働き方改革推進校における教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間】

区分	6月	7月	8月	9月	10月
時間外在校等時間	45時間42分	45時間37分	31時間50分	42時間53分	42時間36分
6月との差	—	▲5分	▲13時間52分	▲2時間49分	▲3時間06分

北海道教育庁教職員局教職員課

時間外勤務を月45時間以上行っていた者の割合
(主幹教諭・教諭)

アクション・プランの変遷

平成30年3月策定
⇒ 平成31年3月改定
⇒ 令和元年7月改定
⇒ 令和2年3月改定 → 方針
⇒ 令和3年3月(第2期)再策定

Ⅲ アクション・プラン(第2期)の概要

○学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

○この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していく。

【期間と目標】

○期間
令和3年度から令和5年度までの3年間

○目標
教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を

- ・1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内
- ・1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内

【重視する視点】

個の“気づき”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

Ⅳ アクション・プラン(第2期)の具体的な取組

重点的に実施する取組

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

工程表により
進捗を管理

新たな取組

教頭支援、サポート体制充実(スクールロイヤー配置等)、地域部活動事業

北海道教育庁教職員局教職員課

令和の動向（法制）

（R1.12.11公布）「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正」（**給特法の一部を改正**）

第5条関係
休日のまとめ取りのため
の一年単位の変形労働
時間制 R3.4～

第7条関係
H31.1.25 公立学校の教師の勤務時間
の上限に関するガイドライン（通知）
→「**指針**」に格上げ R2.4～

（R1.12.27道教委通知）「**教職員の勤務時間の適正な管理（把握・記録）について**」

（R2.1.17告示）「公立学校の教育職員の**業務量の適切な管理**その他教育
職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の**健康及び福祉の確保**を図
るために**講ずべき措置**に関する指針」＋「Q&A」 R2.4～

・文部科学省勤務実態状況調査→R4実施

給特条例改正

済

規則の制定

済

北海道の方針

アクション・プラン再策定

済

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置条例の一部を改正する条例

R2 市町村教委においても制定

R3.3 北海道アクション・プラン（第2期）

北海道教育庁教職員局教職員課

7

教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則

※ 自治体教育委員会の基本事項、判断基準（「法令等」の括り）

例1 学校沿革誌、卒業証書台帳は永久保存する

例2 夏季休業日、冬季休業日あわせて50日以内にする

（例と同様の位置）

文脈を読む

令和2年度制定： 時間外在校等時間は、月45時間、年360時間の上限の
範囲内とするため、**業務量の適切な管理を行う**

すべての自治体

道「教育職員の業務量の
適切な管理等に関する
教育委員会規則」
2020.03.31
教育委員会規則第3号

各自治体

2 つ の 面

時間の管理
客観的計測

主体的実践
業務のあり方

監督する

校務をつかさどる

職員の健康、
福祉を守る

安全配慮義務

どの業種
もです

バランスの良い着手が必要

北海道教育庁教職員局教職員課

8

